

ハッピー メール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47

TEL : 082-248-1400 FAX : 082-242-8628

E-mail : hapee@hiwave.or.jp

ホームページ: <http://www.hiwave.or.jp/HAPEE/>

本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

CONTENTS

独立行政法人国際協力機構 中国国際センター 所長 西宮宜昭氏 「中小企業の海外進出を応援いたします」……………	1	上海「尖閣諸島問題 就活学生にも波及」……………	6
海外レポート		ハワイ「バトナム・中国との国境問題を、 日本の置かれた現状と重ねて見る」……………	6
ジャカルタ「変貌遂げるインド 初年から就任のご挨拶」……………	2	ニューデリー「ガールへの社員旅行」……………	7
ニューヨーク「米国経済復興の鍵となる製造業のトリック」……………	2	モスクワ「こちらも厳しい経済環境が続いています」……………	8
重慶「重慶市の反日事情」……………	3	バンコク「深刻な労働力不足」……………	9
大連「中国人スタッフとの労働争議」……………	3	台北「労働関係法」……………	10
ホーチミン「第5回ホーチミン部品調達展示商談会開催」……………	4	中国ビジネス Q&A「中国で飲食店出店 vol.1」……………	11
ソウゴポール「ソウゴポールの高齢者ケア事情」……………	5	ハッピーからのお知らせ……………	12

中小企業の海外進出を応援いたします

独立行政法人国際協力機構

中国国際センター

所長 西宮 宜昭 氏



独立行政法人国際協力機構（JICA）は、開発途上国の開発を公的に支援する機関です。当センター（JICA 中国）は東広島市の広島中央サイエンスパーク内にあり、中国地方における開発途上国からの研修員の受け入れ、青年海外協力隊等に関する業務、市民参加協力事業（学生・生徒の施設訪問、出前講座、NGO 等との連携）を主に実施しています。最近の動向として、（公財）ひろしま産業振興機構、中国経済産業局、

（独）中小企業基盤整備機構中国本部、JETRO 広島等のご協力を得つつ、日本の中小企業の海外進出が開発途上国の開発（雇用創出等）に寄与するという前提の下で中小企業の海外展開を支援しています。

これまでも、研修の一環として中小企業を訪問させていただき、研修員との人的ネットワークの構築のお手伝い等もしてまいりましたが、

これを強化拡大するような支援メニューが準備されつつあります。例えば、本年 6～7 月には尾道市の中小企業の方にアフリカの現状把握のためケニア、南アフリカに視察に行ってくださいました。また、中小企業の社員の方を青年海外協力隊員として開発途上国に派遣できる制度も整え、7 月に広島市内で制度紹介セミナーを開催したところ、県内 16 社にご参加いただきました。

この他の支援メニューについても、上記協力機関ともご相談させていただきながら実施したいと考えておりますが、ご関心のある方はぜひ当機構のホームページをご参照願います。また、当センターを訪問いただいて個別にご相談いただくことも可能です。数社の企業の方にはお越しいただいておりますが、多くの皆様のお越しをお待ちしております。

変貌遂げるインドネシアから就任のご挨拶



10月からインドネシア・ジャカルタでビジネスサポーターを務める松井和久と申します。1985年から23年間、アジア経済研究所でインドネシア地域研究

に携わり、JICA 専門家（地域開発政策アドバイザー）やJETRO 専門家（インドネシア商工会議所アドバイザー）も務め、ジャカルタに通算3年半、南スラウェシ州マカッサルに通算8年半、計12年間長期滞在しました。今は、JAC ビジネスセンターでシニアアドバイザーを務めております。

スハルト長期政権の絶頂期、未曾有の通貨危機、暴動と混乱の果てのスハルト政権崩壊、民主化の中での混乱と社会不安、ようやく実現した政治的安定と経済成長。私はそうしたインドネシアの紆余曲折をずっと見続けてきました。そして今、より良い未来を確信するインドネシアの若者たちの姿を見ていると、かつての高度成長期の日本の姿がダブります。

ジャカルタ ビジネスサポーター 松井 和久

インドネシアはこの10数年で同じ国とは思えないほどの変化が起こりました。かつて「スハルト大統領の手のひらですべてが決まる」と言われた国が、大統領、地方首長、議員など全政治家が国民の一票で選ばれる民主的な国になり、中央政府がすべて決めていた国が、地方分権化で地方政府に多くの権限が与えられる国になりました。何よりも、国民が人前で自分の意見を自由に言える、違う意見が百出しても国がバラバラにならない、そんな国になりました。東南アジア最大の権威主義国家が最大の民主主義国家へ変わったのです。

その一方で、日々の生活からすると、物価上昇、汚職の蔓延など、何が良くなったのか分からない面もあります。しかし、かつてエリートしか持てなかったブラックベリー携帯電話を今では中学生や使用人も使っています。こんな小さなこと一つとっても、日常生活の中で急速な変化が起こっていることがわかります。1人当たりGDPが3500米ドルを超えたインドネシア、その変化の断片をこれから毎月皆さんにお伝えしていきます。よろしくお願いします。

米国経済復興の鍵となる製造業のトレンド

今年に入って、製造業の復活を目指した法人税引き下げなどを発表しているオバマ政権の製造回帰への強い期待が徐々に現実化してきたようです。特に自動車の生産現場での雇用が堅調だと言うことで、海外企業からの投資も向上しています。オバマ大統領は《製造業こそ景気を回復に導く大事な要素だ》と再三主張しており、国内雇用の安定確保や国外に流出した製造拠点を取り戻そうと、ここに来て効果的なインセンティブ付与という政策の切り札を出したと言えます。

さらに追い風のひとつが、過去5年間で倍増した中国の人件費高騰とリセッション。人件費やコスト高騰はまだこれからも続くと思われる中、安価で大量生産がしやすい中国での製造の優位性

ニューヨーク ビジネスサポーター 今泉 江利子

が薄れてきているのは、米国にとって国内へ製造業回帰を図るためのチャンスです。シェールガスなどの安価なエネルギーの発掘を始め、豊富な人材を背景に国内産業が活性化する環境が整ってきているともいえます。実際にはダウケミカルがヒューストンに生産工場の建設に着手、GE やキャタピラーなども一部の製造部門を中国から引き上げました。フォードは5億5000万ドルをかけて中型車フュージョンの生産をメキシコから移管。海外から約2000の業務を米国内に戻し、新雇用の時給を14ドルと設定、積極的な雇用を展開しています。また、中国で委託生産していた一部自動車部品を米国内へ移管することも予定しているそうです。一方GMもオハイオ州に2億ドル以

上の投資を決定、次世代シボレー《クルーズ》の生産を行うと発表しています。日産やトヨタも南部で追加雇用を行うなど、製造業主導の回復が顕

参考：PMPA (Precision Machined Products Association) ブログ *Speaking of Precision*

《製造業における雇用と離職者の推移》(2010年1月から2012年8月)

<http://pmpaspeakingofprecision.com/2012/10/16/manufacturing-jobs-separations-vs-hires/>

重慶市の反日事情

昨今の日中関係の悪化を受けて、双方のメディアが競ってデモや政府の対応に関する報道を行っておりますが、重慶市政府は日本企業に対して、他の地区ほど厳しい反日処置を行っておりません。



9月18日の反日デモも、政府の統制による秩序だったデモ行進が時間内に完了するという「年中行事」に終わりました。重慶ではタクシー車を製造するスズキ(重慶長安鈴木汽車有限公司)のほか、幾つかの日系自動車メーカーが操業していますが、いずれも休業することなく通常通り工場を稼働されておられました。しかし、某工場内の男女トイレには、中国語と日本語で反日感情が落書きされ、落書きを消すのに従業員が一日かかって掃除しなければならないという事態が起きましたが、落書き騒動も一日で終わったそうです。

9月30日から始まった中秋節と国慶節の休暇期間中、市内のデパートやスーパーを巡回し、日本製品の撤去状況や不買運動が行われているか否

中国人スタッフとの労働争議

中国では労働契約法が2008年1月1日から実施されて、そろそろ4年間になります。しかしながら、実際労働者と争議が起こった場合、まだ正しく対策を取れない企業が多いように見えま

著になっている米国では、大統領選の見通しは悪くても、2013年度以降の回復への見通しは明るいと言えるかもしれません。

重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

かを視察致しました。大手電気量販店では、ソニー、コニカ、フジなどのカメラが中国ブランドと同じ場所に展示され、バーゲン期間中とあってお客が手に取って店員から説明を受けておりました。スーパーでは、日本のお菓子、コーヒー、清涼飲料が通常どおり並べられ、お菓子を購入する姿があちらこちらで見かけられました。また、「無印良品」が中心地の歩行者街に10月1日に開店致しましたが、重慶に来ている観光客や地元の人(私も含め)が商品を手にレジに行列を作っておりました。

国慶節の連休明けに重慶市行政機関の来訪を受け、新設移転する「重慶市朝天門国際商業貿易センター」への日本企業(サービス産業)誘致に向けた協力を依頼されました。「重慶市朝天門国際商業貿易センター」は、1991年に朝天門(地名)に設立された卸市場で、テナント約1.7万軒、従業員約6.6万人、年間取引額210億元の全国十大取引市場の一つで、西南地域で重要な工業、商品物流集散地であります。

良識ある両国民は政治と経済を別々に捉え、特に現地で身体をはって事業を行っている邦人は、現場感覚が無く、対応策も発信されない行政に振り回されることのないよう、冷静に行動して頂きたいと思います。両国の経済活性化のためには、中国批判、日本批判をするのみでなく、日中関係の行方を危ぶんで、相互理解を進めていくことが不可欠であるでしょう。

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

す。先日大連のある企業にはそういうトラブルが発生しました。

具体的には、管理職場のスタッフのAさんと3年間契約し、1年2ヶ月が経ったところ、まだ

本社の要求どおりに仕事ができず、書類の未提出や間違いが多いことから、「職務怠慢」であることを3回もメールで指摘して、8月から1500元減給の処分を行いました。就業規則では、「職務怠慢」の場合、20%まで減給する処罰をすることができますが、問題はメールで本人に送っただけで、「公示」しなかった点です。「Aさんが〇〇のことで、職務怠慢であります。就業規則の第〇条第〇項目に従って、8月から1500元減給する」とのような内容を会社で公示（メールで全員へまたは掲示板で公示するなど）してからであれば、法律どおりの減給でAさんも従うしかないのでありますが、こういうプロセスがないことで、Aさんが「一方的な指摘だけで、「職務怠慢」の事実はない」と主張して、「無断減給であり、減給分の支給と、無断減給の罰金として給料の20%の賠償を求め」と、政府の労働監査部門（企業の雇用におけるの不法行為を監査する政府部門）に提訴しました。結局会社がプロセスの不備で要求どおりに支給するしかなくなって、「理屈上正しいことが法律違反行為になる」との結果になりました。

ここまでになると、会社としてはもうAさんとの契約を即刻解除したいのですが、Aさんは「自分が同意しないと、会社側は契約を解除できない」と誤解しています。実は、労働契約法の規定としては、労働者が一方的に契約を中止することができますと同時に、会社も一方的に中止することができます。ただ、そういう場合、会社側が「経済補

償金」を支払わなければならないことになっています。通常、契約終了して会社が継続して雇用しない、または双方合意して契約を解除する場合、勤続満一年に対して1か月分給料の経済補償金を支給することとなっているのに対し、一方的に契約を違法解除する場合、2倍の経済補償金を支給することと、金銭的に違うだけです。もちろん、違法解除ではない方法もいろいろあります。例えば、今回の件の場合、管理職場はAさん1人しかいないため、「経営上管理職場をなくす」と公示し、「他に適切な職場が見当たらない」という手続きを経て、「契約解除する」との流れで、通常の経済補償金で解除ができます。もちろんプロセス上は公示などに注意しなければなりません。政府当局としても、「会社がどの職場を設置し、どの職場をなくす」という経営上の方針に関与することはできません。今回はたまたま1人しかいない職場であるため、このような方法も採れますが、それ以外に「裁員」（リストラ。ただし、経営状況の証明と政府当局への届けが必要となる可能性あり）や「懲戒解雇」（ただし、就業規則の内容に応じて、所要公示プロセスなどを経て）などがあります。

いずれにしても、企業運営中に法律の要求に応じる所要手続きをするのも重要ですが、その前に会社の要求を満足できない労働者をうまく辞めさせる就業規則をキチンと作成することはもっと大事だと思います。

第5回ホーチミン部品調達 展示商談会開催



ホーチミン市では10月4日(木)~6日(土)、日本貿易振興機構（ジェトロ）ホーチミン事務所とホーチミン市投資貿易促進センター（ITPC）の

ホーチミン ビジネスサポーター レ・ティ・タン・ビン

共催で、第5回ホーチミン部品調達展示商談会が開催されました。

この部品調達展示商談会は、2008年12月に調印されたベトナムー日本経済パートナー協定を基に、ベトナムの裾野産業の育成・発展を狙って行われているものです。毎年ハノイとホーチミンにおいて交代で行われており、今回はホーチミン市で5回目になります。来年はまたハノイで行われることとなります。

展示会には、現地調達を希望するベトナムに進出している日系企業や日本からのバイヤーが53社（53ブース）と、日本企業への供給を希望す

るベトナム企業（セラー）が50社（50ブース）を出展しました。



出展分野は4輪・2輪関連部品、電機・電子部品、機械部品、金属、樹脂加工（鋳造、鍛造、射出成型、金型、板金、プラス加工、メッキ処理など）、包装資材、その他の部品・部材などです。

同時に分野別のセミナーも行われ、Metalex Vietnam 2012（出展：約500社、出展分野：工作機械、マシニングセンター、板金加工、溶接技術、ファクトリーオートメーション、金型、ワイヤ、ケーブルなど）やNEPCON VIETNAM 2012（出展：約25カ国から200社、出展分野：表面実装技術装置サービス、テスト/測定器材/サービス、電子部品、携帯電話部品、FPD モジュール/アプリケーション、自動車部品/生産技術など）が同時開催されました。

日本政府は JICA などの活動などを通してベト

シンガポールの高齢者ケア事情

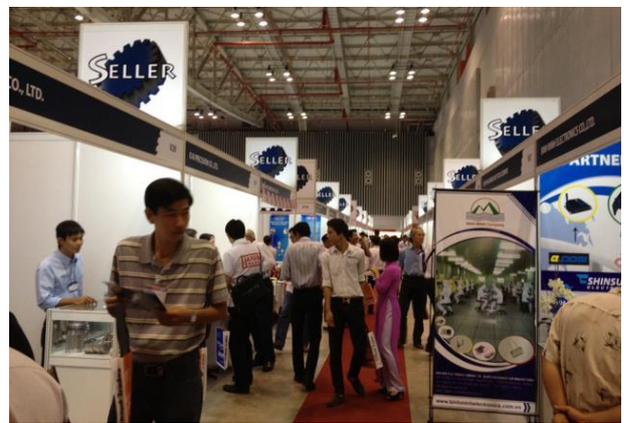
シンガポール在住者（※）（シンガポール国籍者と永住権保有者）は380万人、そのうち65歳以上は10%の38万人です。しかし、長い間低い出生率に悩んでいるシンガポールでは、今後急速に高齢化がすすみ、2030年には5人に1人が高齢者になると予測されています。

親の面倒は子供がみるのが伝統的な価値観。最新の調査は行われていませんが、2005年の調査では、55歳以上のシンガポール人の76.4%が子供と住んでいました。2010年の報道でも、75歳以上の高齢者10人のうち7人が、「子供に面倒を見てもらっている」と回答しています。しかし最近では「面倒をみる」という中身が変わってきています。

ナム裾野産業の振興のためにベトナム政府を支援しており、ベトナム投資計画省、ベトナム商工会議所ホーチミン支部との協力案件が2009年9月から展開されています。

これまでにベトナム南部地域での調査対象239社のうち55社が、JICA シニアボランティアから5S、KAIZEN、品質管理、納期管理、在庫管理、コストマネジメントなどの指導を受けています。

これらのすべての活動努力がベトナム裾野産業の発展を促進し、日本をはじめ外国企業からの投資を増進させ、ベトナム企業が日系企業をはじめ多くの外国企業への部品供給者になって欲しいと願っています。



日本政府のご支援と、ベトナムの自助努力で裾野産業発展の目標に一步步近づけるよう期待しています。

シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子 〈外国人ヘルパーなしには成り立たない高齢者ケア〉

親がケアを必要とする頃、まだ小さな子供を抱えているカップルも多く、育児、教育と親のケアとダブルに負担がかかります。しかも、多くの家庭が夫婦共稼ぎ。親の面倒を見る時間的な余裕はないのが実情です。そこでコストは子供が負担しても実際の親の世話をするのは外国人ヘルパー、となるのです。子育ても外国人ヘルパーに任せることが多いシンガポール。高齢者ケアも彼らの活躍なしには成り立たないのです。

政府もこうした実情にあわせ、外国人ヘルパー向けの高齢者ケア研修プログラム参加補助金を導入したり、ヘルパー雇用の際の補助金を導入するなど、最近、様々な施策が導入されています。

＜介護ビジネス＞

以上のようなわけで、シンガポール最大の介護ビジネスは外国人ヘルパーですが、介護施設やデイケアなどのサービスがないわけではありません。従来は一般医による初期医療と総合・専門病院による高度医療の2つ分野がシンガポールのヘルスケアシステムの主流でしたが、高齢者の増加に伴い、コミュニティー病院、慢性疾患病院、老人ホーム、在宅介護、リハビリセンターなどの「中度長期ケアサービス (Intermediate Long-term Care Service)」を充実させる方針です。例えば、

(※) シンガポールの人口は 530 万人だがこれには駐在員や外国人労働者が含まれる。

尖閣諸島問題 就活学生にも波及

今月は二つの話題に注目してみました。一つは、中国共産党中央政治局が「中国共産党第 18 回全国代表大会」を 11 月 8 日に開催することを提案したと中国国際報道局が報じました。ここで選出される中国の新しい指導者が今後の日中関係に大きく影響してくることになります。

もう一つは、中国の就活学生についてです。先月のハッピーメールでも、反日デモ隊の暴徒化や不買運動などで日系自動車メーカーが大きな影響を受けているとお伝えしましたが、一方では、こんな方面にも影響を与えています。

中国新聞網（中国におけるあらゆるニュースが掲載されているウェブサイト）によると、中国では毎年国慶節(10 月 1 日の建国記念日)の大型連休が終わると、各大学で企業の採用説明会を実施します。しかし、今年はその名簿の中に日系企業の名前が見当たらないといえます。大学関係者は、次のように話しているそうです。

「9 月初旬には多数の日系企業と連絡を取り、

ベトナム・中国との国境問題を、 日本の置かれた現状と重ねて見る

ベトナムは、939 年、千年間も続いた中国支配から解放され、ハノイ郊外に都を築き、現在のベトナムの基礎を築いてきました。その後、フランスの植民地として支配され、その植民地時代にフランスと中国政府により両国の国境線を定めた ThienTan 条約（天津条約）が 1885 年に締結

現在 9,000 床の老人ホームを 2020 年までには 15,600 床に増やす予定です。今のところ、こうした介護関連サービスは政府や福祉団体が主な担い手となっています。民間大手といえば、上場企業の Econ Healthcare グループくらいで、あとはイギリスのフランチャイズの Comfort Keepers が在宅介護サービスを提供しています。その他の民間事業者では有料老人ホームの運営事業者が数社といったところですが、しかし、今後ニーズの高まりに伴い、民間事業者のビジネスチャンスも出てくるかもしれません。

広島上海事務所長 西尾 麻里

10 月の採用説明会開催について打ち合わせていた。しかし、尖閣諸島問題の影響により説明会の場でトラブルが発生することを懸念し、多くの日系企業側が自主的に説明会の中止を申し出てきた。大学側も同様の懸念からこれに同意した」。

尖閣諸島問題の先行きも不明なことから、学生は各自が別のルートで日系企業の採用活動に参加するしかないと見ており、企業側も大学内で実施してきた説明会を校外へ移すなど、採用計画の変更を余儀なくされています。

また、中国人学生採用のため、例年は日本の本社から採用担当者を送り込んでいた企業も、今年と同様の理由から担当者を中国へ派遣せず、現地法人で採用活動を実施する企業が増えているのです。このように、次世代を担う若者にも影響が広がり、暗い話題ばかりが続く昨今の情勢ですが、早く明るい話題を提供できるようになることを願うばかりです。

ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一 されました。

そしてベトナム民主共和国が 1945 年に設立された後も、1887 年にフランスと中国により決定された 333 カ所の両国国境を示す境界杭により国境は分けられていました。しかし国境杭の管理を怠っていたため、多くの杭が破損あるいはベ

トナム側領土に深く食い込む形となっていました。当時ベトナムは、フランスとの戦争中、中国より支援を受ける協力関係にあり、両国協議の中でも重要な問題として捉えられず、後々に解決する案件ということで棚上げされてきました。

領海については、1946年、中国国民党がフランス軍が上陸していないベトナム領西沙諸島のいくつかの島々に上陸し、その後1950年、中国解放軍が西沙諸島に上陸、中国国民党に代わり西沙諸島を占領しています。

また、1954年、インドシナがフランスより解放された後に、ベトナム民主共和国陸軍がフランスが占領していた西沙諸島の島々に再上陸しました。

その後20年間西沙諸島の一部は中国軍により支配され、またその他の島々は、ベトナム統一前の南ベトナム政府により支配されていました。しかし中国は1974年の、南北ベトナムによる戦争中に、旧南ベトナム政府が管理する西沙諸島を占領しました。当時北ベトナム政府は、ベトナム戦争に対し中国から支援を受けていたため、中国軍による占領を黙認していましたが、西沙諸島周辺の天然資源が発見された1970年より西沙諸島の返還を要求しています。1887年にフランスと中国政府の間で決定された国境境界線を基に、陸上の国境確定の交渉を続けていましたが、中国側は受け入れず、両国の関係は徐々に悪化していきました。

1978年初めには、両国の軍隊が国境に集結し、武力闘争寸前まで緊張が高まっていきます。1978年11月3日のベトナムとロシアの友好条約合意締結後には、中国のマスコミでベトナムを非難するニュースが数多く取り上げられ、「ベトナムはロシアの力を借り、中国との国境問題を

解決しようとしている。」という非難が大々的に行われました。

また、ベトナムとカンボジアの問題も中国との関係をさらに悪化させ、ついに1979年、ベトナムと中国間の境界線を越えた戦争が勃発しました。

戦闘自体は中国の撤退により数カ月で終了しましたが、1979年中国軍の撤退後も、約60km²のエリアと鉄道沿線については中国軍の管理下におかれ、また防衛上重要なポイントの多くも、中国軍の支配下に置かれています。

その後ベトナムのドイモイ政策により対外解放路線に転換し、1988年からは両国間の緊張も徐々に緩和、国境貿易も再開され、現時点ではベトナムの最大輸入国が中国であり、経済的には切っても切れない関係になっています。

1993年10月19日、両国政府は国境画定・領土問題を解決するための基本原則に関する協定に調印し、陸上国境およびトンキン湾については



大きな前進が見られましたが、西沙・南沙諸島の領海問題については両者一步も引くことが無く、実行支配が続いています。最近、中国軍によるベトナム漁民に対する発砲事件や、ベトナム側海底油田のパイプを切断するなど、中国側の強硬な姿勢が続き、ベトナムでは本来行われないはずの反中デモが政府も一部黙認する形で行われています。

100年以上におよぶ領土問題を抱えるベトナムですが、重要なポイントでは折れることなく、忍耐強く長期的な交渉を続けています。日本もベトナム同様、長期間にそして重要なポイントは妥協することなく、忍耐強く交渉し、そして解決して行くことになるのでしょうか。

ウダイプールへの社員旅行

9月も半ばに入り、モンスーンシーズンが終わりに近づいてきたようで、たまに通り雨は降るものの晴天の日が続いております。先月お伝えいたしました家のカビも日本から送ってもらったカビ

ニューデリー ビジネスサポーター 大川 広
対策グッズでどうにか収まり家族ともども安堵しております。デリーでは5月辺りに年間最高気温を記録し、この時期をファーストサマーと呼んでいます。その後、モンスーンシーズンに入り降雨

のため一旦涼しくなります。そしてモンスーンシーズンが明ける今頃の時期に再び暑くなり、この時期をセカンドサマーと呼んでいます。ただ、この時期の暑さはファーストサマーの時期ほどは暑くならず、最高気温が35度程度で週末にゴルフやテニスをするのに最適な時期となります。



さて、先日弊事務所の社員旅行を兼ねた課外研修でウダイプールに行きまして。ウダイプールはデリーから約600キロメートル南西に位置する都市です。白い建物が多いことからホワイトシティとも呼ばれています。観光名所として、映画007の舞台にもなったピチョーラ湖に浮かぶレイクパレスホテルや市街地を見下ろす感じで建てられた白亜の宮殿シティーパレス宮殿があります。また、色合い豊かな織物でも有名で、路地にはインドの民族衣装を売っているお土産屋が数多く並んでおりました。私もインド人の同僚にお土産屋街にオートリキシャーで連れて行ってもらい、お土産にインドの民族衣装を買って帰りました。

ロシアも厳しい経済環境が続いています

秋になると、モスクワ、サンクトは朝夕の冷え込みが厳しくなりましたが、10月に入ると更に寒くなり、人々も、コートや羽織り、これから長く続く冬の到来となりました。

9月までは企業、工場の責任者が交代でとる夏期休暇の影響で、仕事の話がなかなか進みませんでしたが、10月になり、すこし具体的な話も出来るようになりつつあります。

それにしても、7月からの3ヶ月のビジネス空白期間は特に物づくりにとって、大きなマイナスであろうと思いますが、製造工場の関係者はなに

当日はデリー午後7時半発の夜行電車で約12時間かけてウダイプールに到着いたしました。普段の外出には車を利用しているので今回初のインドでの電車乗車となりました。集合駅はオールドデリーの中にあり、ホームには犬やホームレスが寝ているような駅で、本当にここから夜行電車が出発するのかと疑ってしまうような駅でした。ホームに下りたものの、列車は車両が長く、自分が乗車する車両がわからずうろろしているところで運良くインド人の同僚を見つけて車両に案内してもらいました。乗車した車両はインド人同僚曰くクーラーが付いているので豪華なものとのことでしたが、日本の綺麗な車両を見慣れている自分にとっては大分古いものと感じました。

同僚のインド人達とは食べ物や飲み物が違っていること（インド人はベジタリアンが多い一方で日本人の口にすることは魚や肉が多い）やお酒を嗜まない者が多いことから、日本とは違い仕事が終わってから一杯飲みに行くことは滅多にありません。このため、彼らとは赴任以来一緒に仕事はしているけれど、どこか疎遠な感じがしていました。しかし、今回社員旅行で車中での雑談や深夜までのダンスパーティーなどを通じてお互い仕事以外での人間的な距離が縮まったのかなと思います。日本では社員旅行は下火になっていますが、海外に進出している日系企業にとっては現地の従業員の方との人間的な繋がりを深める1つの良い手段なのかなと思います。私の事務所では毎年課外研修があるそうなので、来年も是非参加して同僚と一緒に旅行を楽しみたいと思います。

モスクワ ビジネスサポーター 岩本 茂
につけても、ほとんど諦めムードであり、積極的な話を聞くことがほとんどありません。競争力をつける為、古くなった設備の購入を検討しているところが多いのですが、銀行の融資条件が極めて厳しく、資金繰りが整わないため、計画は早くも来年以降に持ち越しと決めてしまったところが、多く見られるようになっています。

ところでサンクトペテルスブルグはロシア第2の商業、工業都市ですが、3月の大統領選挙後、女性知事が上院議員議長として、プーチン大統領の近くに異動、ところが後任の知事は、ほとんど

事務決裁をしない為、我々の客先の工場移転計画も3ヶ月以上許可がとれず、計画実施が完全にストップ。このような話があちこちで聞かれます。一時は欧米、日本の自動車工場の案件が目白押しで大きな期待と共にかなり賑わっていましたが、日本からの駐在員もむしろ減少しているようです。

行政の停滞に加え、以前にも何度か実体験を紹介しましたが、サンクトペテルスブルグの町の極端な治安の悪さもその理由としてあるのではないのでしょうか？

ここ数年外国からの観光客等を狙ったスリ強盗団が野放し状態となっていますが、その状態は相変わらずで、先日、薄暮の時間、街の中心部にあるネフスキー通りを歩いていた我々男性4人を、数人のスリグループが突然襲ってきました。町の日抜き通りにあるデパートビルに入ろうとした我々に、数人の男が突然近づいてきたかと思うと、筆者のみを前後に挟み、ビルの中に引き込もうと

深刻な労働力不足

タクシン氏が追放された軍事クーデターから6年が経ち、赤組（タクシン派）の動きが俄かに活発化する中、2年前の騒乱に関する報告書が独立委員会によってまとめられました。国民和解に向けた提言が盛り込まれた内容となっていますが、赤組は「報告書は公平性が欠如している。赤組の中に武装集団が紛れていたとすることで、国民闘争であるにも関わらず当時の政府が実際の兵器を使用したことを正当化している。和解を促すどころか、憎悪をかき立てるものでしかない。信頼性も科学的裏づけもない」と強く反発しています。

赤組の強力な支援で、一年前の総選挙で勝利を収め首相になったインラック首相は「首相として報告書を受け入れるかどうかは言及しないが、和解につながるようなら政府対策に取り入れていく。報告書はさらに精査する必要がある。政治的意見を表明する権利はあるが、法律の枠組みの範囲で行うべきだ。」と、支持母体の一連の不満・反発についてはコメントを避け静観しつつ、やはり、当たり障りない無難な内容と常套句で明確なメッセージの発信は避けています。

タイ刑事裁判所は、赤組騒乱で死亡したタクシ

したのです。事前になんども治安の悪さを話題にしていた我々の中の一人が機転を利かし、全員をビルの中に押し込んでくれ、ビルの中でもみ合い状態となりました。予期しない展開にスリ団は逃げに入り、その際、筆者の内ポケットから書類の束を驚懼みにしましたが、背広が裂けてしまった以外は、金銭の被害は免れました。ビルにはカメラもあるので、日本人がこれ以上犯罪に巻き込まれないよう、翌日、日本領事館に本件のトレースを提案したのですが、“あなたが、犯人の特定に関心があるのであれば、自分で警察と話をしなさい。当地では犯罪が多いので、領事館としては、とてもこのようなことに関わってられない。”といわれ、度肝を抜かれました。

企業の進出及びビジネス遂行の為に最も大事なことは、駐在員及び家族の安全です。日本領事館にはこのことをしっかり理解してもらいたいものです。

バンコク ビジネスサポーター 富永 勇三

一運転手について、撃ったのは治安部隊側の人物だったとの判決を下しました。これで、非常事態対策本部（CRE S）が狙撃を指示したと結論付けられたことになり、今後、この判決が、現在審理中の他案件に影響を与えるのは必至で、且つ、当時の政府首脳、特に治安活動に最終的な責任を持っていた当時のアピシット首相とステープ副首相が責任を問われる可能性が高まったと言えます。

赤組 VS 黄組の直接的な衝突はありませんが、不気味な静寂を保ちつつも、少しずつ風が吹きはじめている中で、風向きがタイらしくコロコロと変わりながらも、やがて暴風雨に突入していくことを感じずにはられません。

日本における政策に危機感を持つ、特に中小・零細企業のタイ進出が加速しておりますが、タイ当地では、その数に反比例する形で工業用地、工場物件、労働力不足の問題に直面しております。特に深刻な問題が労働力で、目下、タイは失業率0%間近と言われるレベルです。

労働者は、国家事業である治水工事に大きく流れたり、田舎に一時帰省後、気が変わり工場等には戻らず農業に再従事する人が増えています。そ

れが統計数字に反映し、目下、就業者数は前年同月比で10万人増加、農業就業者は1,646万人（前年同月比43万人増）、非農業は2,308万人（同33万人減）となっています。

隣国よりの出稼ぎ労働者も増えてはいますが、一度帰省すると戻ってこないケースも多く、今後進出される企業は、隣国に比べ高水準な賃金への対応、労働力確保が急務事項となり、特に労働集約型産業は厳しい条件に直面していると言えるで

労働関係法

労働基準法が台湾で公布されたのは1984年7月のことですから、いわゆる李登輝總統の台湾民主化が始まる4年前のことになりますが、爾来すでに28年の歴史を数え、この法律を機に労働組合も公に組織化されることとなりました。今では被雇用全労働者790万人の中、約304万人(38%)が労働組合に参加しています(台湾の総人口は約2300万人)。

また近年、労働者の意識も次第に高まり、企業への労働者の立場を主張する機会も増え、労働争議も多くなっています。

少し前の数字(2008年)ですが、最近では年間約24500件にのぼる争議が発生しており、これを労使間のみでは解決できない場合、地方も含む政府機関または調停委員の調停に委ねると言う方法で解決しています。同じ2008年で調停による解決件数は19500件に昇り全体の80%となっています。内容は賃金問題が37%(約9200件)、解雇問題が34%(約8300件)、労働契約関係が7%(約1700件)、その他22%(約5300件)となっています。

このような労使の争いも国家のルールに従って解決するとの制度が確立したと言えます。

但し台湾の労働関係法には日本と比べ際立った特徴があります。

それは労働基準法の「目的」にあります。すなわち台湾の労基法には次の4つの目的が書かれています。すなわち(1)労働条件の最低基準を決める(2)労働者の権益の確保(3)労使関係の強化に加えて(4)社会と経済の発展を促す となっており、日本の労基法とは随分おもむきが異なりま

しょう。また、現地への権限移行化やスピード感ある経営の意思決定なくしては、良い人材も集まりません。

タイは今まさに、高度技術・付加価値をもった企業及び事業の積極誘致、奨励付与だけでなく、タイ中小企業の海外投資促進の政策へも舵を切り始めています。“タイへ進出”から、“タイが進出”へと時代は変わりつつあります。

台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

す。つまり日本の労基法の「原則」には「最低基準であること」と「労働条件の向上を促す」とあるのみで、台湾の労基法では、労働条件と言えども国家社会の発展との調和を考慮しなければならない、と言うのがその特徴です。

これは次の労働三法にも言えますが、簡単に昨年改正されたこの三法を紹介します。

第1は「労働組合法」ですが、その目的には「労働者の権益を守り」「その知識と技能を向上させ」「企業の生産性を上げる」とあります。また昨年の改正では企業内組合のみならず産業別組合や職業別組合にも跨って加入できるようになっており、公共事業、病院、金融機関等でも基本業務を維持さえすれば、ストライキ参加が出来るなど、企業の立場をも考慮しています。

第2は「団体交渉法」ですが、その目的には「労働者の権利義務の明確化」の他「争議を回避する」「労使間の協力を促進する」「生産手段を確立する」とあり、団体交渉を行っても企業の存続を維持することが前提になっています。また労働協約の当事者は組合であって労働者個人ではないとあり、弱い立場の労働者保護が明記されています。第3は「労働争議処理法」でその目的には「争議の適切な処理」及び「労働者の権益保護」があり、雇用主は組合からの団体協議の申し入れを拒否してはならないことになっており、また団体協議の結果に関して雇用主は60日以内に対策書の提出義務があります。

以上、台湾の労働法は労働者保護の立場を重視しながら、企業や国家社会の発展を促すとの発想が明記されているのが特徴だと言えます。

【シリーズ～中国で飲食店出店 vol. 1】

＜回答者 公益財団法人ひろしま産業振興機構 上海事務所＞

Q

当社は、日本で和風レストランを展開しております。この度事業拡大に伴って海外出店することになり、出店地第一候補として上海が挙がりました。開業準備から店舗運営にいたるまで、日本のやり方が通用しないと聞いておりますが、具体的にはどのような手続きを踏んで開業に至るのでしょうか。

A

中国で飲食店を出店するには、大まかに分けて、以下（１）～（３）の３項目をほぼ同時進行で進めていきます。

（１）店舗の準備	（２）会社設立	（３）開業準備
① 立地選定－市場調査 ↓↓ 物件選定 ↓↓ 不動産契約 ② 内装工事－店舗設計 ↓↓ 見積もり ↓↓ 施工 ↓↓ 政府関連部門の検査 他	① 設立手続き－社名申請 印章作成 銀行口座開設 ② 各種許認可の取得 (ア) 営業ライセンス (イ) 税務登記証 (ウ) 衛生許可証 (エ) 公共場所衛生許可証 (オ) 消防許可証 (カ) 酒類販売許可証 (キ) 飲食サービス許可証 他	<ハード面> ① 厨房設備、店内備品の調達 ② メニュー作成 (調理基準書、衛生管理方法、等) ③ 食材の業者選定、調達 ④ 社員寮、制服の準備 他 <ソフト面> ① 経営計画の作成 (店舗理念、目標設定、等) ② 広告関連の準備 ③ 人材の確保、育成 (求人広告、サービスマニュアル作成) 他

外国企業が中国で飲食店を経営するには、まず現地法人を登記する必要があります。

(１) 店舗の準備：現地法人を登記するには所在地を申請する必要がありますが、飲食店の場合は店舗物件を借りて所在地を決めなければ法人登記ができません。まず最初に行なければならないのは、**店舗の準備**（立地選定）です。

(２) 会社設立：店舗の準備ができると**会社設立**（設立手続き）へと段階が移ります。設立手続き及び各種許認可の申請手続きと同時進行で（１）－②（内装工事）を行います。許認可の中には規定通りの店舗作り（面積に応じた調理場、排水設備等）が為されていないと当局から許可が下りないものがあるからです。

(３) 開業準備：内装工事と共に進められていくのが、**開業準備**（ハード、ソフト）です。中国特有の準備品が数多くありますので、具体的にこういった設備が必要なのかを確認します。各項目の細かい手続きに関しては、本テーマをシリーズ化し、次回以降、順を追ってご紹介致します。

本質問には、上海市での手続きを例に回答しております。各手順に関しては、中国の各地方政府により異なる場合がございますので、詳細は、専門家もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

ハッピーからのお知らせ

ミッション ご案内

“平成24年度バングラデシュ・ミャンマー視察研修団” 参加者募集中です！

☞ 投資先や生産拠点、消費市場などのビジネス発掘の可能性を探る機会です。奮ってご参加ください。

- 視察日程 平成25年1月19日(土)～26日(土)
 - 募集人員 20名程度
 - 参加費用 40万円程度
 - 訪問都市 **ダッカ**(バングラデシュ)、**ヤンゴン**、**バガン**(ミャンマー)
 - 申込締切 11月28日(水)17時
- ⇒ 詳しくは、同封の案内をご覧ください。



ダッカ



ヤンゴン

セミナー ご案内

「バングラデシュ・ミャンマービジネス事情セミナー」

・・・当機構主催“バングラデシュ・ミャンマー視察研修団”参加者の事前勉強会を兼ねて、両国のビジネス事情について、専門家に講演していただきます・・・

- 日 時 平成24年11月30日(金) 14:30～15:40
- 会 場 広島県情報プラザ 2階 視聴覚研修室(広島市中区千田町3-7-47)
- 講 師 独立行政法人中小基盤整備機構中国本部 シニアアドバイザー 辻佳子氏
- 定 員 40名(先着順)※定員になり次第、締め切ります。

⇒ 詳しくは同封のチラシをご参照ください。

参加費無料

セミナー ご案内

「中国からのビジネス撤退に関する法制度と実務について」

・・・中国涉外法務専門家(中国弁護士試験合格・法学博士)がご教授します・・・

- 日 時 平成24年11月8日(木) 14:00～16:00
- 会 場 ひろしまハイビル21 17階会議室(広島市中区銀山町3-1)
- 講 師 三浦法律事務所中国法アドバイザー 葛虹先生
(広島大学非常勤講師)
- 主 催 等 当機構国際ビジネス支援センター(主催)
広島県(共催)、広島銀行(後援)

⇒ 詳しくは同封のチラシをご参照ください。

参加費無料
まだ、申込
可能です。



〇〇〇〇毎月発行のハッピーメールで御社を広告しませんか？〇〇〇〇

御社の事業紹介や新たなビジネス開拓と国際賛助会員同士の連携をはかるため広告を募集しています。

○広告料(税込): A4サイズ-20,000円、A4の1/2サイズ-15,000円、A4の1/4サイズ-10,000円

○掲載場所: ハッピーメール裏表紙 ○ハッピーメールの発行部数: 約600部

○配布先: 国際賛助会員(県内企業、商工会、商工会議所、市町)
当機構役員、関係機関(広島県、広島市、他県の関係
団体、外国政府機関、経済紙)など

お問い合わせ先:
当機構国際ビジネス支援センター
担当: 四辻 電話: 082-248-1400